

令和4年税制改正大綱について

令和3年12月10日に税制調査会から令和4年税制改正大綱が発表されました。注目されていた相続税と贈与税の一体化については、今後の課題として持ち越されることとなりました。雑誌や新聞の記事に煽られてやきもきしていた納税者もとりあえずは一安心という感じではないでしょうか。

今回のエクラ通信では令和4年税制改正大綱について筆者の注目する点をピックアップしてみたいと思います。

(相続税) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年間延長する。

法人版事業承継税制は平成30年1月から10年間の特例措置として令和5年3月末までの特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的な拡充を行ったものですが、今般のコロナの影響により計画策定に支障をきたしていることを考慮して特例承継計画の提出期限が令和6年3月末まで1年間延長される見通しとなりました。一方で特例措置の期限については、期限である令和9年12月末以降の延長は行わない方針であることが謳われています。これは時限措置であることを強調することで、中小企業の世代交代を集中的に進めることを期待しているそうです。

(所得税) 上場株式等に係る配当所得等の課税について総合課税の範囲が拡大される。

内国法人から支払いを受ける上場株式の配当について、支払を受ける者及びその者から見て同族会社に該当する法人の保有する株式等の割合が3%以上となるときにおいて、支払を受ける者の受ける配当については総合課税の対象になってしまうそうです。また配当を支払う上場会社は、配当の際に所有割合1%以上の株主の氏名やマイナンバーを税務署に提出する義務が創設されるとのことです。

(納税環境の整備) 財産債務調書の提出義務者が拡大される。

現行の制度に基づく提出義務者に加え、新たに財産額が10億円以上の居住者が追加されるとのことです。また、令和5年以降は財産債務調書及び国外財産調書について提出期限が翌年の6月30日になるとのことです。

(納税環境の整備) 税理士制度に関して懲戒処分の見直しがされる。

税理士であった者について、税理士であった期間内に懲戒処分の対象に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると財務大臣が認めるときは、財務大臣は懲戒処分を決定することができることとなるようです。

(法人税) 少額減価償却資産及び一括償却資産について貸付けの用に供した資産が除外される。

(所得税) 完全子法人株式等と関連法人株式等に関する配当について源泉徴収が不要となる。

(地方税) 個人住民税の上場株式の配当所得等に係る課税方式について所得税と一致させることになる。

最後に令和4年の税制改正大綱において検討事項として、小規模企業等に係る税制の在り方が注目されています。小規模企業等とは個人事業主、同族会社、給与所得者を包括的に対象にしています。所得税及び法人税を通してバランスの調整が検討されるそうです。